

広報



2011
(平成23年)

まつざき

6

No.565



石部の棚田「田植え祭」

(5/14・15)

住宅リフォーム

助成事業

いずれの補助制度を利用する場合も、
事業着手前に申請が必要となります。

平成23年度新規事業

住宅改修事業補助金

最大20万円を助成

町では、町民の皆様の快適な住環境を整備するとともに、町内建設業の振興や雇用の安定を図るため、住宅改修事業補助金を創設しました。

【補助対象】

次の要件にすべて該当する場合となります。

- 町内に1年以上上住民登録をし、改修工事を行う住宅に現在居住している方
- 住宅の所有者および同一世帯に属する方全員が町税等を滞納していない方
- 建築基準法を順守した住宅
- 町内施工業者が行う事業
- 改修に要する費用が10万円以上の事業
- 平成24年3月10日までに完了する事業

※この補助制度は、同一住居

および同一人について1回限りとなります。

【補助金額】

工事費の20%以内
(限度額20万円)

【対象とならない経費】

- 他の補助金等の交付を受ける事業（交付金額を超える工事費については対象）
 - 電化製品の購入に伴う取り付けだけを行う事業
- 【注意事項】
- 申請前に工事に着手すると補助が受けられません。
 - 建築基準法などの申請が必要な場合は、別途行ってください。

【住宅リフォームの例】

工事例その①

屋根の葺き替え工事
100万円の場合

100万円×20%



補助金額 20万円

工事例その②

他の補助金と併用する場合

(総工事費120万円のうち、他の補助制度を利用して20万円を受け取る場合)

(120万円 - 20万円) × 20%



補助金額 20万円

施工業者の方へ

住宅改修事業を行うには、施工業者の登録が必要となります。

補助金申請をスムーズに行うため、あらかじめ登録をお願いいたします。

【対象】

町内に本社または本店が登録されている法人および町に納税申告をされている個人事業者の方

※改修工事を他の業者にすべて委託する場合は、対象業者になりません。

【登録申請に必要な書類】

- 法人登録全部事項証明書(個人事業主の方は住民票)
 - 町税完納証明書
 - 【問合せ】
- 企画観光課(42) 3964

住宅用太陽光発電システム設置事業補助金

町では、クリーンエネルギーの普及を促進し、地球環境への負荷の軽減を図るため、太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する方を対象に、費用の一部を補助金として交付します。

【補助対象システム】

○電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしていること

○太陽電池容量(日本工業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値)が10キロワット未満であること

○電力会社と電力供給契約を締結していること

○未使用品であること

【補助対象】

次の要件にすべて該当する場合となります。

- 町内に住民登録をされている方
- 現在お住まいの住宅(店舗併用住宅を含む)または新築する住宅に太陽光発電システムを設置される方
- 住宅の所有者および同一世帯に属する方全員が町税等を滞納していない方

設置する太陽光発電システムの最大出力の値に5万円を乗じて得た額。(限度額20万円、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て)

【補助金額】

最大出力1キロワットの場合
補助金額 5万円
最大出力4.1キロワットの場合
補助金額 20万円(上限)

(例)

最大出力1キロワットの場合

補助金額 5万円

最大出力4.1キロワットの場合

補助金額 20万円(上限)

【太陽光発電の仕組み】

太陽光発電システムは、太陽のエネルギーを受けて太陽電池が発電した電力により、家庭内のさまざまな家電製品に電気を供給します。

太陽光発電システムでは、発電電力が消費電力を上回った場合は、電力会社へ電気を買い取ってもらうことができます。反対に発電した電力は足りない時や夜間などは、従来通り電力会社の電気を使います。

【問合せ】

生活環境課(42) 3969

継続事業

介護保険による住宅改修

要支援者や要介護者が、在宅での生活に支障がないよう手すりの取り付け等特定の住宅改修を行った場合に、一定の限度額内において、工費費が介護保険の給付費として支払われます。

【対象となる方】

要支援者、要介護者

【上限額】

20万円
(自己負担額 最高2万円)

【対象となる改修工事】

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 洋式便器等への便器の取り替え
- その他、右記の住宅改修に付帯して必要となる工事

【注意事項】

施設へ入所中または病院へ入院中の方は申請できません。
※着工前の申請が必要です。

【問合せ】

健康福祉課 (42) 3966

耐震補強に対する補助金

町では、昭和56年5月31日以前の旧建築基準で建てられた在来木造住宅に対して、以下の補助をしています。

○わが家の専門家診断

町が無料で専門家(静岡県耐震診断補強相談士)を派遣し、耐震診断を行います。

診断後に、住宅の耐震性を説明するとともに、一般的な相談にも対応します。申込みは、電話1本でできます。

○耐震補強計画の作成

耐震診断の結果、耐震性に問題がある場合、どこをどのように補強するかを検討する補強計画の策定に対して補助金が受けられます。

計画策定には、15万円から20万円程度の費用がかかりますが、町では、要した費用の2/3以内で、1棟あたり96,000円を上限に補助をします。

○耐震補強工事

補強計画に基づいた工事に、一般世帯は60万円、高齢者のみの世帯等では80万円を限度に補助をします。

【問合せ】

産業建設課 (42) 3965

合併処理浄化槽設備整備事業補助金

町では、生活排水による河川や海の水質汚濁を防止するため、住宅への合併処理浄化槽の設置に対して、補助金を交付しています。

【補助対象】

① 一般住宅

※店舗や別荘は対象外

② 既設の住宅用浄化槽または汲取式便所を合併処理浄化槽に切り換え設置する場合(設置替え)

※設置替えのうち、新築や改築(建替え)を伴う場合は新設扱いとなります。

※①、②のいずれの場合も、町税等を滞納していない方

【補助金額】

区分	新設	設置替え
5人槽	332,000円	414,000円
7人槽	414,000円	516,000円
10人槽	548,000円	684,000円

【問合せ】

生活環境課 (42) 3969

住宅用火災警報器設置補助金

すべての住宅の寝室には、火災警報器を設置することが消防法により、義務付けられています。

町では、高齢者のために役立たいというご厚意からいただいたふると納税を財源に、高齢者世帯を対象として住宅用火災警報器の設置費用の一部を助成します。

【対象となる方】

火災警報器設置時に65歳以上の高齢者のみの世帯(住民基本台帳の世帯員がすべて65歳以上の世帯)

【給付個数】

1世帯につき1個(電池式のもの) ※限度額あり

【申請方法】

町内の事業所にて購入または設置を依頼し、申請書に領収書等および通帳(キャッシュカードでも可)の写しを添付し、健康福祉課へ提出してください。

【設置者個人負担金】

1,560円(1基)

【問合せ】

健康福祉課 (42) 3966

ゴミ減量化対策補助金

町では、一般家庭から排出される生ゴミの減量化と、農地還元などの再資源化を図るため、次の機器購入に対して補助金を交付しています。

○生ゴミ処理機購入補助金

生ゴミ処理機には、菌の力で生ゴミを分解する「分解消滅型」と乾燥させて分量を減らす「乾燥減量型」の2種類があります。どちらの処理物でも畑や花壇の土壌改良材として利用できます。

【補助金額】

機器購入費の1/2(限度額2万円)

【対象となる方】

町内に住民登録がある方で、町内の事業所にて購入し、町内で機器を使用される方

○コンポスター(生ゴミ処理容器)設置補助

地中に住むバクテリアの働きで生ゴミを堆肥に変える容器です。

【設置者個人負担金】

1,560円(1基)

【問合せ】

生活環境課 (42) 3969

松崎町は新規就農者・農業後継者を

応援します！

松崎町では、農業従事者の減少、高齢化により農業生産の低迷や耕作放棄地の増加を招いている現状を改善していくため、農業者確保対策として、新規就農者・農業後継者にさまざまな支援をします。

平成23年度新規事業

農業後継者対策奨励金

新規就農者および農業後継者で松崎町内において農業に従事し、農業担い手を目指す意欲ある方に対して奨励金を交付します。

年間農業従事日数が200日以上を見込み、申請時に50歳以下で5年以上就農することが要件です。

奨励金額は次表のとおり、24万円から最大84万円を助成します。

申請時に、農業経営計画書を提出し、交付決定後5年間

は、毎年3月末日現在の就農状況報告をしていただきます。

農業後継者対策奨励金額一覧表

区 分		奨励金の額
後 継 者	単 身 者	240,000円
	夫婦で従事	420,000円
新規参入者	単 身 者	480,000円
	夫婦で従事	840,000円

農地活用条件整備対策事業助成金

農業の担い手の確保、農作業の効率化および耕作放棄地の解消を目的に農業振興と農業生産性の向上に期待される事業に対して助成金を交付します。

助成金は、対象事業経費の1/2以内、限度額30万円です。

町内の施工業者に依頼する経費等が対象となります。

農地活用条件整備対策事業助成金

助成の対象	助成率等
田のコンクリートあぜの設置または撤去	経費の1/2以内 (限度額30万円)
農業用機械器具の購入 ※新規就農者(50歳以下)に限る	
その他有効な事業で町長が認めたもの	

- 1 機械器具の購入対象は、耕作面積10%以上に使用するものであること。
- 2 過剰なる整備および機械器具の購入はできない。
- 3 同一申請者に対して、当該年度の助成金の交付は1回限りとする。

継続事業

耕作放棄地緊急対策事業

町では、耕作放棄地を賃貸借等して営農再開する耕作者に対し、国・県と協調して財政支援を行います。

荒れた農地を再生する作業経費(10万円以上が対象)に対し、ほぼ耕作者の負担なしで再生作業ができます。

ただし、自分の農地を再生する場合は、補助対象外です。農業振興地域で再生後5年間以上耕作することが要件です。

農地貸借等情報公開

耕作放棄地および将来農業経営に不安がある耕地を、農地を拡大したい・新しく農業を始めたい担い手と結びつけるため、売買・貸借の希望のある農地を町のホームページへ公開しています。

耕作を希望される方へは農業委員会が斡旋し、スムーズに農業経営が行えるようサポートします。

貸借等の希望のある農地所有者は、農業委員会までご連絡ください。

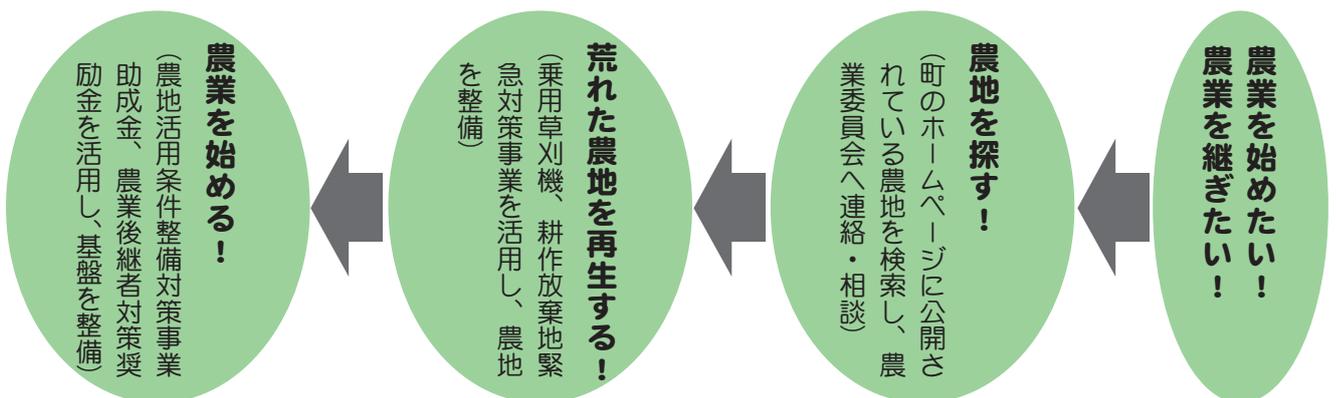
耕作放棄地の保全管理 〜安く・早く・きれいに〜

町では、乗用草刈機による農地の効率的な保全管理を推進しています。

従来の人力作業と比較して安い費用、短い作業時間で、草も細かく切断され、利用者の経済的負担の軽減を図っています。

利用したい方は、町シルバー人材センター(43)0478までご連絡ください。

【問合せ】
産業建設課(42) 3965



■国民健康保険加入者の皆様へ■

特定健診を受診しましよ！

高齢化の進展に伴い、疾病全体に占める生活習慣病（がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等）の割合が増加し、死亡原因の6割、増加する医療費の1/3を占めています。

生活習慣病やメタボリックシンドロームは、自覚症状がないうちに進行します。目に見えない体の異常は、検査の数値から発見できます。特定健診を毎年しっかりと受診していれば数値の変化を把握でき、体の異常にいち早く気づくことができます。

特定健診・がん検診をしっかりと受診することにより、早期に原因を発見し、生活改善、早期治療することができ、医療費の削減につながります。

平成22年度に実施した 特定健診結果

受診率は36・5割[※]
メタボリックシンドローム
の出現率は14・3割[※]

健診の受診者は、881人で受診率は36・5割、その内メタボリックシンドロームの該当者は126人で出現率は、14・3割となりました。

昨年度と比較すると受診率で1・0割の減少、メタボ出現率で3・7割の減少となりました。

受診率およびメタボ出現率とも、40歳から60歳のいわゆる働き盛りの年代の方の受診率が低く、メタボ出現率は高いという結果になっています。

また、平成21年度の静岡県内の市町別の健診結果では、松崎町は他の市町に比べ、男性は習慣的喫煙率、女性は高血圧症の数値が高くなっています。

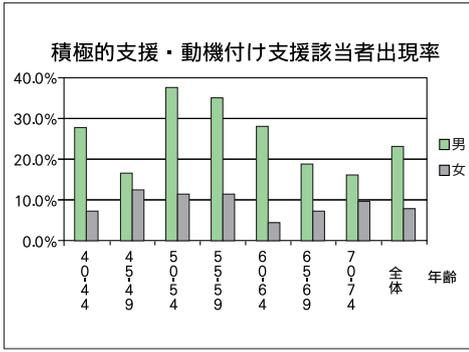
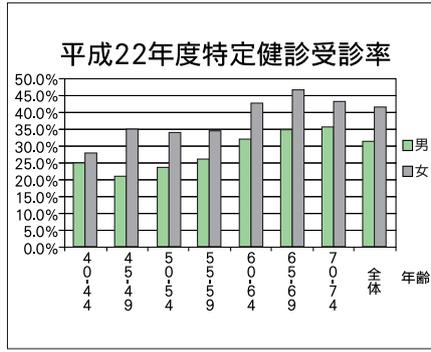
保健指導で支援します！

健診結果からメタボリックシンドロームのリスクや生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる人などを対象

に、保健指導を行います。

リスクの度合いにより、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3つのグループに分け、それぞれ必要に応じた支援を行います。

平成21年度に保健指導を受けた57人のうち、平成22年度の健診結果において26割の方に改善が見られました。



平成23年度も ワンコイン健診を実施

平成23年度の特定健診は、6月中旬から始まります。健診時に40歳から74歳までの国民健康保険に加入するすべての方が対象となりますので、ぜひ受診してください。（受診券が郵送され、日程表が同封されています。）

今年度の特定健診も、すべての方の負担金を500円（ワンコイン）とし、心電図等の詳細な項目の負担金を無料としました。

また、尿酸（痛風等の検査）とクレアチニン（慢性腎臓病等の検査）のメタボだけでなく検査項目も追加しました。さらに、受付を二部制にし、

土・日曜日にも実施することにより、混雑解消や受診しやすいつ方法を取り入れています。また、今年度から、社会保険等に加えられている被扶養者の方も、同じ会場で受診できるようになりましたので、ご加入の医療保険にご確認ください。

年に一度は特定健診を受診して、健康管理をしましょう。

がん検診等と同時実施

肺がん検診・肝炎ウイルス検査は特定健診と同時に受けることができます。

また、大腸がん検診は、3月に実施した調査で希望のあった方に事前に容器等を送付し、受付をします。

新たに受診を希望される方は、健康福祉課までご連絡をお願いいたします。

人間ドックの助成制度

都合により特定健診が受診できなかった方は、人間ドックの助成制度があります。健診結果および質問票を提出することで、特定健診の代わりとすることができます。

助成は、国民健康保険に加入している30歳から70歳未満の方で、前年度までの国保税を完納している方が対象となります。

助成の金額は、1日ドックで15,000円、短期ドックで25,000円を限度額として自己負担を助成します。（事前に申請が必要です。）

【問合せ】
健康福祉課（42）3966

任意予防接種費用を

助成します

子宮頸がん予防 ワクチン接種

町では、子宮頸がんの原因となるウイルス（HPV16型と18型）の感染を予防するため、ワクチン接種費用を全額助成します。

【対象】

中学1年生から高校1年生
相当の年齢の女子

【接種回数】

3回（初回から1カ月後に
2回目、初回から6カ月後に
3回目を接種）

【接種費用】

無料（接種費用1回約15,
000円を町で助成）

【接種方法】

町の指定する日時、場所での
集団接種を予定しています。
対象者に案内通知をします
ので、接種を希望する方は、
事前に健康福祉課へ申請して
ください。

都合により、集団接種がで
きなかつた場合、賀茂地域の

指定医療機関での接種となり
ます。

【注意事項】

この予防接種は、任意の予
防接種のため、効果や副反応
についてよく考え、被接種者
であるお子さんと保護者の方
がよく話し合ってから申請し、接
種してください。

効果や副反応の情報提供の
場として、子宮頸がん予防講
演会を6月29日（水）19時30
分から環境センターで行いま
すので、ご参加ください。

【その他】

現在、ワクチンが品薄となつ
ているため、接種は9月頃か
らとなる見込みです。

ヒブワクチン 小児用肺炎球菌 ワクチン接種

町では、乳幼児の細菌性髄
膜炎など命にかかわる重い病
気を予防するため、ワクチン
接種費用を全額助成します。

【対象】

生後2カ月から5歳未満の
お子さん

【接種費用】

無料

【接種方法】

町の指定する日時、場所での
集団接種を予定しています。
対象者に案内通知をします
ので、接種を希望する方は、
事前に健康福祉課へ申請して
ください。

【注意事項】

この予防接種は、保護者の
希望による任意の予防接種と
なります。効果や副反応など
を理解し、希望する場合は申
請してください。

申請前に接種した場合は、
助成対象となりません。

【その他】

接種回数は、接種を開始し
た月齢により変わります。す
でに接種を開始している方は、
残りの回数分を助成します。

【問合せ】

健康福祉課（42） 3966



松崎文芸

俳句

肌をさす冷たさありて今年吹く西風は

違うとしみて思へり

西風きざすうねりにあらむ大浜を

押し切りて波頭の碎けるが見ゆ

去りゆくを追ひかけむとてのばす手の

届かずなり今となりては

今年もまた花を咲かせる白井蘭

忌の近づく夫に供ふる

嫁ぎきて山と谷あり道なれど

顧みれば三人の子がある

老い先を仏のみむねにすがりたく

お大師さまに今年も詣づ

長々と手足を伸ばす芝生に

寝て雲の流れを眺めて居たり

中村 宣子

山本 しづ子

平馬 文枝

端山 きち枝

平野 もみ子

飯野 ふさ

坂倉 のぶ

脳いきいき講座

認知症の仕組みを学び、認知症に
ならない、させないために生活習慣
を見直してみませんか？

いつまでも元気に過ごすためのヒ
ントがきっと見つかります。

年齢にかかわらず、ご家族でご参
加ください。

【日時】 6月25日（土）13:30～

【場所】 環境センター2階大会議室

【内容】 「認知症の正しい理解」
「認知症の予防と秘訣」

【講師】 志村 孚城
（日本早期認知症学会理事長）
奥山 恵理子
（浜松人間科学研究所所長）

【定員】 60人（先着順）

【申込み】 ライフサポートセンター東部
（TEL 055-929-9820）

～まちのできごと～

5/1～5 「田んぼをつかった花畑」 無料花摘み



那賀の田んぼをつかった花畑では、5月1日から5日までの連休期間中を無料で花摘みに開放しました。期間中は、大型連休を利用して訪れた行楽客でにぎわいました。

5/8 第9回雲見温泉高通山つつじハイキングまつり



高通山では、多くのハイカーが来訪し、咲きはじめたヤマツツジを楽しみました。登山口では、雲見地域おこしの会の方たちにより、かに汁やオリーブ茶などが振る舞われました。

5/14・15 石部赤根田村百笑の里田植え祭



石部の棚田では、2日間で延べ約500人のオーナー、トラスト会員などが集まり、地域の人たちと交流しながら、それぞれが割り振られた区画の田植え作業を行いました。

5/15 松崎町消防団規律訓練



松崎中学校グラウンドでは、新入団員と新役員約70人を対象に、静岡県教育訓練指導員と町指導員により、消防団員訓練（規律訓練）が行われました。

津波避難訓練

5月21日（土）、県下一斉に「地震だ、津波だ、すぐ避難！」と少しでも早く、少しでも高くくを統一スローガンに掲げ、津波避難訓練が行われました。

この訓練は、3月11日に発生した東日本大震災で、岩手県や宮城県などの沿岸部において、大津波により甚大な人的被害が発生したことを受け、例年7月に実施している訓練を5月に前倒して行われました。訓練では、津波危険予想地域を対象に、避難経路や避難場所等の検証が行われ、各自主防災組織において避難計画の課題を抽出し、見直しが行われました。

ます。

松崎町といたしましても、改訂された静岡県の被害想定を参考に、町民の皆様のご意見を伺いながら水門や防潮堤などの整備をできる限り推進していきたいと考えています。

しかしながら、想定を上回るような災害が発生した場合、人間が作ったものは必ず壊れます。想定を超える災害が発生したときに頼りになるのは、日ごろからの備えや訓練、自主防災組織を中心とした地域の結び付きです。

今回の訓練や、6月19日（日）に行われる「花の日」の一斉清掃などを通じ、地域の結び付きをより一層強固なものにしていきたいと思います。

松崎町長

齋藤 文彦

町長室からこんにちは ⑱

町の人口と世帯

(平成23年4月30日現在)
()内は前月比

総人口	7,921人	(-13人)
男	3,752人	(-11人)
女	4,169人	(-2人)
世帯数	3,143戸	(±0戸)
転入	38人	転出 42人
出生	3人	死亡 12人

町の交通事故

平成23年4月発生分
()内は前年同月比

人身事故	5件	(+4)
物損事故	10件	(-3)
死者	1人	(+1)
傷者	7人	(+6)

おくやみ申し上げます(死亡)

地区	氏名	年齢	届出人
江奈1	森岡林也	76	金子
櫻田	佐藤依永	86	清
西区	高橋誠	62	百代
岩地	齋藤民哉	82	和恵
野田	菊池孝一	95	幸雄
江奈2	木村春吉	79	佐藤洋子
八木山	田口要	90	修
江奈2	森泰三	67	かづよ
南郷	舘山十三雄	80	松本登久枝

戸籍だより (4月届出分)

おめでとうございます(出生)

地区	名前	性別	保護者
南郷	咲羽	女	鈴木大將
江奈2	颯真	男	野々上智



※この欄に掲載を希望されない場合は、お申し出ください。

保健師だより

噛むことの効用

よく噛むことは、単に食べ物を体に取り入れるためだけではなく、全身へさまざまな効用をもたらします。

肥満を防ぐ

よく噛むことにより、脳にある満腹中枢が働いて、私たちは満腹を感じます。よく噛まずに早く食べると、満腹中枢が働く前に食べ過ぎてしまい、太ります。

味覚の発達

よく噛むことにより、食べ物本来の味がわかります。できるだけ薄味にし、よく噛んで食材そのものの持ち味を味わいましょう。

言葉の発音がはつきり

噛むことにより、口の周りの筋肉が鍛えられます。口をしつかり開けて話せるので、きれいな発音ができます。

脳の発達

よく噛むことにより、脳細胞の働きが活性化されます。子どもの知育を助け、高齢者の認知症予防になります。

歯の病気を防ぐ

よく噛むことにより、唾液が出て口の中をきれいにし、虫歯や歯周病を防ぎます。唾液に含まれる酵素には、発がん物質の作用を消す働きがあります。

胃腸の働きを促進する

よく噛むと食べ物も細かくなり、消化酵素もたくさん出るため、胃腸障害を防ぎます。

地域交流通信

松本市安曇地区から

乗鞍にも

ニリン草が咲きます

新緑の上高地では、明神から徳沢までの遊歩道沿いにニリン草が咲きます。

松崎町からお越しいただいた安曇地区訪問団の皆様にも、平成20年から3年続けて、この花を楽しんでいただいています。

上高地のように広い範囲には群生していませんが、乗鞍観光センターから20分ほど歩いた歩道の両脇にもニリン草が咲きます。

今年はずいぶん暖かい日が多かったため、開花が遅れるのではないかと心配しましたが、例年と同じ時期に咲いてくれました。

また、5月20日には乗鞍観光センターの横を流れるワサビ沢(右岸が山スモモ、左岸が山桜)の花が咲き誇りました。

平成17年まで松崎町からお越しいただいた訪問団の皆様



乗鞍観光センター横を流れるワサビ沢 (右岸が山スモモ、左岸が山桜)

に参加いただいたいたスモモ祭りの会場(一の瀬園地)でも、山スモモの花が咲き始め、これから見ごろを迎えます。

7月1日から10月31日まで冬季閉鎖が解除される三本滝と岐阜県境の間は、マイカー規制が行われますが、高山植物がきれいな花を咲かせ、残雪と一緒に楽しむことができます。

機会がありましたら、松崎町の皆様もお出かけください。(安曇支所 奥原一郎)